

生計困難者に対する相談支援事業に関する企画委員会 設置要領

(目的)

第1条 生計困難者に対する相談支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項各号掲げる事業の具体的な方策等について協議するため、企画委員会を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(主な協議事項)

第2条 企画委員会における主な協議事項は次のとおりとする。

- (1) 総合相談・支援の進め方と法人間・他団体等との連携方策
- (2) 地域課題等への支援に向けた社会資源開発の進め方
- (3) 相談員の研修の進め方
- (4) その他、本企画委員会の目的を達成するために必要な事項

(企画委員会の構成)

第3条 企画委員会は委員7名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから鳥取県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）が委嘱する。

- (1) 生計困難者に対する相談支援事業参加法人の役職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 企画委員会は、県社協会長が招集する。
- 4 企画委員会は、協議内容について、要綱第5条に規定する生計困難者に対する相談支援事業運営委員会（以下「えんくるり運営委員会」という。）に隨時報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 委員は企画委員会において知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。また、委員の任を退いた後も同様とする。

(雑則)

第5条 企画委員会の庶務は、県社協が行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、企画委員会の運営に必要な事項は、えんくるり運営委員会の意見を聴き県社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年5月20日から施行する。